

雜報

雜報

(二四) 二四

米田實、小山精之助、野澤武之助、高柳賢三、板倉卓造、寺田四郎  
當日寺尾、ベーター、山川、宮岡、有賀、福岡、山田、吉田、立の九氏を評議員としベーター、山川、立の三氏を理事と爲すを定む。

猶當日出席無かりしも支部會に入會の明白なる申込を爲されたるは左の諸氏なり。

宮岡恒次郎、上杉慎吉、野村淳治、寺島誠一郎、花岡敏夫、牧野義智、入江良之、中村進午、秋山雅之助、西源四郎、遠藤源六、戸水寛人、跡部定次郎、林毅陸、信夫淳平、泉哲、西山重和、田中萃一郎

現在の國際法學會員にして國際法協會日本支部會の會員たらんと欲せらるる人々は此際至急理事まで申込まるゝときは便宜の取扱を爲すべきものとす。

國際法協會(インターナショナル、ロー、アツンシエーション)は國際法學院(ランスタチュール、ロー、アツンシエーション)ト聯絡ヲ保

ツ、ドロア、アンテルナショナル)に比して其の會員の範圍を廣くし、其の事業も學究的研究に限局されずして實際的の見地より國際法の改善を計らんとするの特色を有す。國際法協會の支部會は已に和蘭、獨逸、アルヘンチナ、希臘、西班牙、瑞士等に於ても設立されたる所にして、國際法協會の日本支部會員は原則として本部の會員と同様の資格を有することとし、從て本部會員の出席し得る會議に出席して討議に與かるを得べく又本部の年々の報告書(賣價一磅にして紙數八百頁に達す)を受くべきものとし國際法協會の日本支部の會員となるには我國際法學會の會員たることを要すると爲し、會費は本部に送るべき各員の十二志六片の會費と日本支部の費用とを合算して當分年額金六圓と爲せり。假りに定められたる支部會規則は左の如し。

國際法協會日本支部會規則

第一條 本會ハ國際法協會(インターナショナル、ロー、アツンシエーション)ト聯絡ヲ保

ル、ロー、アツンシエーション)ト聯絡ヲ保チテ國際法ノ研究ヲ爲シ國際法ニ關係スル事項ノ調査及審議ヲ爲シ竝ニ一般ニ我國際法學界ヲ他國ノ國際法學界ト接近セシムル爲メニ有益ト認ムル措置ヲ行フコトヲ目的トス。

第二條 本會會員ハ國際法學會ノ會員ニシテ本會評議員會ニ於テ其ノ入會ノ申込ニ對シテ承諾ヲ與フルコトヲ決議シ且國際法協會本部ノ承認ヲ經タル者ニ限ル

第三條 本會會員カ退會セント欲スルトキハ其ノ旨ヲ一年前ニ理事ニ豫告スヘキモノトス  
第四條 會費不納者又ハ其ノ他會員タルニ適セサル事由ヲ生シタル者ハ評議員會ノ決議ニ依リ退會者ト爲スコトヲ得

第五條 本會會員ノ會費ハ一年金六圓トシ國際法協會ニ納付スヘキ會費ヲ控除セル殘金ヲ以テ本會ノ事務費ニ宛ツ

第六條 總會ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ開キ

會ニ關スル重要ナル事項ヲ決議ス

總會ノ決議ハ出席會員ノ過半數ニ依ル

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

評議員 九名

理事 三名

第八條 評議員ハ任期三ケ年トシ總會ニ於テ之

ヲ選定ス

第九條 評議員ヲ以テ組織スル評議員會ハ理事

ノ必要ト認ムル場合ニ開會シ會務ニ關シテ決

議ス

評議員會ノ決議ハ出席者ノ過半數ニ依ル但第

二條及第四條ノ決議ハ出席評議員ノ全會一致

ヲ要ス

第十條 理事ハ評議員中ヨリ互選シ會ノ常務ヲ

處理ス

第十一條 理事ハ必要ト認ムルトキハ評議員會

ノ決議ヲ經テ事務員ヲ囑託シ會務ノ處理ヲ補

助セシムルヲ得

第十二條 本會ノ事務所ハ當分ノ内國際法學會

ノ事務所ヲ以テ之ニ宛ツ